

裁 決 書

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成22年10月6日付けをもって提起された生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第1項の規定に基づく生活保護申請却下決定に係る審査請求について、次のとおり裁決する。

主 文

鈴鹿市社会福祉事務所長が、平成22年8月23日付けで、審査請求人に対してした生活保護申請却下決定を取り消す。

不服の要旨

1 審査請求の趣旨

鈴鹿市社会福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、平成22年8月23日付けで審査請求人に対して行った生活保護申請却下決定（以下「原処分」という。）を取り消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

処分庁は、年金担保貸付を受けている者からの生活保護申請があったことを理由に、三重県生活保護運用事例集（平成20年3月発行）（以下「県事例集」という。）・問7-1の①急迫状態にあるかどうか、②保護受給前の貸付の利用が、社会通念上真にやむをえない状況にあったといえるかの2点から判断して生活保護を却下するとしている。

しかし、年金担保を受けている者からの生活保護があった事案において、原則として生活保護申請を却下する扱いがなされるのは、「過去に年金担保融資

を利用するとともに生活保護を利用していた人が再度借入をし、融資金を費消した後に保護申請を行う場合」に限られる。

平成18年3月に出された厚生労働省社会・援護局課長通知「生活保護行政を適正に運営するための手引について」(平成18年3月30日社援保発第0330001号)(以下、「国通知」という。)においても、「生活保護を受給しつつ年金担保を受けていたことのある方は、再度貸付を受けると、原則として生活保護を受けることができません」と明記し、原則として生活保護申請を却下する扱いがなされる場合について「過去に年金担保融資を利用するとともに生活保護を利用していた人が再度借入をし、融資金を費消した後に保護申請を行う場合」に限定している。したがって、生活保護を受給しつつ同時に年金担保貸付を受けていた事情がなければ、そもそも国通知の適用外である。

請求人が年金担保貸付を受けていたのは今回貸付が初めてである。請求人は、平成12年～16年頃、一度生活保護を受給していたことはあったが、この当時はまだ年金受給年齢ではなかったため、生活保護を受給しつつ同時に年金担保貸付を受けていた事情はなかった。

したがって、請求人はそもそも国通知の適用外であり、原則として生活保護申請を却下すべき事案ではない。

県事例集に基づいて行った原処分は、生活保護法第2条、第4条に違反するほか、通知の解釈及び適用を誤った違法なものである。

さらに、請求人が急迫状態であること、真にやむを得ない状況にあったことは、請求人の申述から明らかである。

裁決の理由

1 認定した事実

- (1) 請求人は、平成21年11月17日、福祉医療機構から年金担保貸付(116万6,093円)を受けた。
- (2) 請求人は前記(1)の貸付により、天引きされた年金を月6万8,352円受給している。
- (3) 請求人の家賃は月3万9,650円であるが、滞納がちである。
- (4) 請求人は生活に困窮するとして、平成22年7月30日付けで処分庁に対し、生活保護の申請を行った。
- (5) これに対し、処分庁は、平成22年8月23日付けで、請求人が年金担保貸付を受けており、①急迫状況にあるとは言えず、②真にやむを得ない状況であったとも言えないとして県事例集・問7-1に基づき判断し、原処分を行った。





2 判断

(1) 法は、日本国憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的としており（法第1条）、すべて国民は、法の定める要件を満たす限り、保護を無差別平等に受けることができる（法第2条）。そして、保護の補足性として、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）との規定があるが、この規定も、急迫した事由がある場合に、必要な保護を行うことを妨げるものではない（同条第2項）。

(2) 国通知によれば、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が、再度借入れをし、保護申請を行う場合には、資産活用の要件（法第4条第1項）を満たさないものと解し、それを理由とし、原則として生活保護を適用せず、①急迫状況にあるかどうか、②生活保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあったかどうかを勘案した上で生活保護の適用を判断すべきとされる。

年金担保貸付の利用者の生活保護の適用について、このように整理された趣旨は、保護がその利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる（法第4条第1項）ものであることから、老後の基礎的な生活費として活用すべき年金を担保に貸付を受けて、その借入金を例えばギャンブルや他の借金返済等に充てるために費消するような場合は、資産活用を恣意的に忌避しているため、法第4条に定める保護の受給要件を満たさず、加えて、法第60条の規定に定める被保護者の生活上の義務を怠っていることと解されるためである。

(3) この点について、県事例集・問7-1には、保護の申請者が年金を担保に貸付けを受けており、貸付金の償還が終わるまで年金の支払いが受けられない場合、申請者個々の状況により、①急迫状況にあるかどうか、②保護受給前に年金担保貸付を利用したことについて、社会通念上、真にやむを得ない状況にあるかどうかを勘案のうえで生活保護の適用を判断する旨の記載がある。

県事例集には、国通知のように、過去に年金担保貸付を利用するとともに生活保護を受給していたことがある者が、再度借入れをした場合との記載はない。しかしながら、県事例集も前記(2)と同様の趣旨で記載されたものであり、その解釈、運用についても、当然のことながら、前記(2)の趣旨

の範囲内に限定して判断されるべきものである。

- (4) 処分庁は、原処分が県事例集・問7-1に基づきなされた旨主張する。しかしながら、前記(3)で述べたとおり、県事例集・問7-1は国通知と同様の趣旨の範囲内で解釈・運用すべきものである。処分庁は、回数に関わらず初回の年金担保貸付利用者からの保護申請は、資産の活用を恣意的に忌避している旨主張するが、この事実だけをもって資産の活用を恣意的に忌避しているとは認められない。

従って、原処分は法第2条の無差別平等原則に反し違法である。

- (5) なお、処分庁は家賃の支払いは滞っているので、実際には最低生活費は住宅扶助(家賃相当分)を除く額が妥当であり、厚生年金収入はその額を上回っており、ただちに命にかかわるような急迫状態にあるとはいえないと判断するとともに、預金と年金担保貸付金を合わせて250万円を越える資産の使途等について十分な説明が得られなかったことをもって、年金担保貸付を利用したことについて、真にやむを得ない状況にあったとは認められない旨主張する。

しかしながら、請求人の家賃の支払いの有無に関わりなく、請求人に帰属する家賃債務は発生しているのだから、これを除いた額を最低生活費とすることにはならない。また、資産の使途についての請求人の回答が要領を得ず、請求人からの証拠の提出がなかった事実のみをもって、請求人が真にやむを得ない状況にはなかったとすることはできない。よって、この点においても処分庁の主張には理由がない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第40条第3項の規定に基づき主文のとおり裁決する。

平成22年12月1日

三重県知事 野 呂 昭

